

## II イギリス

【期 間】2012年2月20日（月）～21日（火）

【訪問先機関】

- 法務省 (Ministry of Justice)
- 犯罪被害補償審査会 (Criminal Injuries Compensation Authority; CICA)
- Victim Support 本部 (VS)

【実施者】

同志社大学大学院司法研究科奥村正雄教授、中央大学法科大学院小木曾綾教授、内閣府職員により実施。

### 1. 理念

- 1964年に導入されて以来、歴代政権は、国家は他者の行為により人々が被る損害に責任を負わないとの見解をとり続けている。同時に、民衆が暴力犯罪における落ち度のない被害者に対する同情心を持ち、これを社会の名の下に金銭的な補償の形で実体として表現すべきであるとの感覚を有している点も認識しており、これは現在に至るまで続いている。

### 2. 財源

- 一般財源である。刑罰賦課金については被害者支援活動に特化した使い方を考えており、将来的にこれを犯罪被害補償制度の財源とすることは考えていない。また、刑罰賦課金は、被害者補償ではなくもっと有効に使うべきであり、感情的な面からも、被害者に刑罰賦課金を原資とした補償金を渡すことが被害回復につながるとは限らないし、被害者支援に使った方が有効であると法務省としては考えている。

### 3. 支給対象

犯罪被害補償審査会 (CICA) は暴力犯罪における落ち度のない被害者を対象とし、法制の犯罪被害補償スキーム (CICS) を掌理している。

犯罪被害補償制度及び海外テロ被害補償制度以外に英国政府が提供する公的資金に基づく支援スキームは存在しない。

#### (1) 不支給事由・減額事由

- CICAにおける支払拒否の割合は、約40%。
- スキーム条項別の、拒否された申請の件数

(一部の申請では拒否の理由が一つ以上存在し、合計数は却下された実際の件数より多い)

スキーム 条項	判定基準	却下件数
6	1964年8月1日以前に蒙った傷害	6
7A	同一傷害について以前に申請を受理	506
7B	1979年10月1日以前に家庭内で蒙った傷害	81
8A	対象傷害が暴力犯罪以外を主因とする	3,548
9	申請が条項の制限事項に該当せず	373
11	交通事故傷害：車輛が傷害を引き起こす意図で用いられていない事例	299
12	法の執行過程で偶発的に蒙った傷害：リスクが正当化されえない事例	122
13A	報告が遅滞なく提示されていない事例	1,734
13B	警察が加害者を逮捕する際に協力を怠った事例	4,922
13C	当局への協力を怠った事例	2,667
13D	事件の前後の行動	3,242
13E	申請者の犯罪歴／性向	4,639
16A	加害者が給付により利得を得たであろう事例	98
16B	給付が未成年者の利益に反している事例	4
17A	加害者が家族の一員で暴行／虐待が起訴されていない事例	2
17B	暴行が同一家族内の成人間で行なわれた事例	63
18	申請が事件発生後二年以内に行われていない事例	1,193
25	傷害が最低給付額£1,000に相当するほど重篤ではなかった事例	9,426
26	先在する医学的状態	587
	合計	33,512

- CICAでは、警察に事件の概要を聞いて減額について調査し判断している。
- 減額については、前歴により判断される。
- 前科のある父親が殺害された場合、その子供は補償を受けられないか  
CICAではたとえ申請者が死亡者の子供であっても、申請者と死亡者双方の品行および性向を検討するよう定められており、CICAは補償の可否を検討

するに当たって被害者の犯歴を考慮するよう定められている。CICAが調査の対象とするのは、有罪判決により一定の刑を言い渡され所定の更生期間を経たとみなされない場合（刑の種別による更生期間は1974年犯罪者更生法（The Rehabilitation of Offenders Act 1974）が定める。2年6月以上の拘禁刑の場合は常に執行済みとみなされない。）に限られる。被害者が死亡した場合、CICAは被害者と申請者（遺族）のいずれかについて、有罪判決により一定の刑を言い渡され所定の更生期間を経たとみなされない場合に調査の対象とする。新スキームでは、例外として極めて重大な公序良俗に反するものは除き、それ以外の場合は子供に被害者補償を支払うことを提案している。

英国政府は、あらゆる事例で可能な限り未成年者の権利保護に努めるのを重要と考えており、現在進めているスキームならびに刑事司法制度内における被害者および証人の権利の改正に関する協議でも考慮しつつある。

(2) 被害者・加害者に一定の親族関係がある場合の不支給事由

○1979年10月1日以降の事案で、被害者と加害者が同一所帯であった場合でも、加害者が訴追され（相当な不訴追の場合を含む）、同居の可能性がないと判断されれば支給対象になる。他の全ての事案と同様に、被害者はスキームの規定する適格性基準を満たしている必要がある。

(3) 国外犯（テロリズムの被害）

○任意の見舞金スキーム（2012年4月から発足予定）と法制に基づくスキーム（議会に上程予定）がある。任意のスキームの対象者は、その適用の時点で身体的な傷害が継続している被害者に限られ、遺族は被害補償の対象とならない。補償は、現行の国内補償スキームと同一基準とし、逸失利益及び特別支出についての追加補償は含まれない。両スキームは、海外で発生した指定のテロリスト攻撃事件のUK（イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランド）国籍の被害者および事件直前に最低三年にわたりUKに居住していたEU・EEA籍の被害者を対象者とする。改正後の国内スキームに基づき、受給資格が被害者遺族にまで拡張され、逸失利益及び特別支出についても追加補償の対象となる。

(4) 遡及効の有無

○遡及適用は行われない。被害者補償制度は、犯罪被害時ではなく、申請が行われた時点のスキームが適用されるものである。

(1964年8月1日以前に蒙った傷害、1979年10月1日以前に家庭内で蒙った傷害、事件発生後2年以内に申請が行われていない場合には、給付拒否となる。)

#### 4. 支給額算定方法

##### ○補償額の査定

同等の重篤度の傷害に対する給付基準を根拠として行なわれる。給付レベル(範囲)は£1,000から£250,000まで25のレベルに分かれている。補償総額は£500,000を上限とする。

##### ○併給調整

CICAでは、各種の社会保障給付等を含めて調整を行って支給額を算定するためのカリキュラムシステムを使用している。障害等級表(タリフスキーム)に基づく補償については、社会保障給付の影響を受けず併給調整の対象とならない。実際の算定手続きでは、考慮に入れる必要のある社会保障給付について、個別のケースごとに雇用主や社会保障の担当省庁に確認を行う必要があることから大仕事となっており、新スキームではシンプルなものにするよう提案されている。

##### ○併給調整(被害者からの回収)

スキームの第48項に規定した状況のいずれかにおいて、申請者が同一の傷害について爾後そのほかの補償(損害補償、和解金、一切の民事的な補償も含む)として別途支払を受けた場合、法務省はこれをスキーム下での補償を回収する権利を有すると解釈している。申請者は給付された補償の全額か、民事的に獲得した賠償のいずれか、より低い方の額を上限とする返済を求められる。2010暦年の場合、CICAは£959,300を回収している。

##### ○逸失利益

逸失利益の補償については、社会保障給付や将来の給付分も含めて算定される。余命が限られている人の場合はそれも考慮する。

学生については、親の職業を見て見積もることとなる。親が無収入の場合は最低賃金で見積もる。(ただし、現在検討されている新スキームでは一律にすることを提案している。)

##### ○生計維持関係のある遺族が経済的に独立するまでの期間

18才未満以下の子供であれば18才になるまで、一度も仕事をしたことがない専業主婦の配偶者には、死亡した被害者が退職する年齢までの死亡時点の給与の75%(子どもが独立した後は66%)を逸失利益として支払い、遺族給付等と併せて最高50万ポンドまで支給する。

○心理カウンセリング

原則として国民医療サービスでカバーされる。国民医療サービスで受けられるまで待っている期間に受けたものは、犯罪被害補償制度の対象となる。国民医療サービス対象外のカウンセリングが犯罪被害補償制度の対象となるかどうかは、ケースバイケースで判断される。申請時に、プライベートのカウンセリングが必要な理由を明確にする必要がある。

○特別経費

ケースバイケースで判断される。例えば、精神障害の場合早く職場復帰すれば逸失利益を払わなくてすむので、国民医療サービス（NHS）を受けるまでの費用を支給する。

5. 支給状況

○申請から支給までの平均的な期間

約7.7か月である。逸失利益及び特別経費を考慮するものはもっと長く、障害等級表（タリフスキーム）のみのものについてはもっと短い。VS（ヴィクティム・サポート）で申請の補助を行っているが、手続から裁定までには2年間位かかることが多く、すぐにお金が必要な被害者にとって問題となっている。

○暴力犯罪の落ち度のない被害者に対して犯罪被害補償スキームが支出した補償金総額

年度	補償額（£100万）
2007～08	235
2008～09	266
2009～10	244
2010～11	281
2011～12	200

○給付基準適用請求件数

08～09年 = 57,753件

09～10年 = 65,445件

10～11年 = 61,292件

11～12年予測 = 61,000件（予測上限値）

6. 求償

○犯罪被害補償法1995（2004年、7条の後に挿入）に法務大臣の加害者への求償権が定められているが施行されていない。新スキームでは、国家が加害者から求償することを規定する規則を制定し、CICS賠償請求担当官が求償

通達を発出し、支払われない場合、民事裁判所を介して負債求償訴訟を起こせるようにすることを提案している。

#### 7. 損害賠償金（刑事裁判及び民事裁判によるもの）の立替払い制度、損害賠償の履行を加害者に強制もしくは、その履行を担保する制度ないし方策

- 犯罪被害補償スキーム以外に犯罪被害者が補償を受ける手段として、主に三つの方法が存在する。
  - ①加害者が人的傷害、死亡もしくは被害を伴う犯罪について有罪とされた場合、裁判所は被害者への損害賠償命令を下すか、それを却下する場合はしかるべき根拠を示す必要がある。ただし、この場合に言い渡される賠償額は必ずしも被害者の損失を完全に賄うに足る額とはならない。
  - ②刑事訴訟手続きの結果に係らず、被害者は民事法廷で任意に加害者に賠償を請求できる。被害者には同一の事項について複数回の補償は獲得できないため、加害者が損害賠償命令によってすでに幾分かの原状回復を行なっている場合、言い渡される賠償額からは控除されることになる。
  - ③被害者は締結している火災・家財保険あるいは個人傷害保険等の任意の民間保険契約に基づく補償を獲得できる。
- 損害賠償金について、第三者が支払う制度は存在しない。裁判所は加害者の支払い能力を考慮して賠償金を決定するが、被害者は全てを貰えるわけでない。加害者が支払うのには長期間を要するが、国が支払って加害者に求償することになれば、裁判官はより大きな金額を支払うよう命令し、もっとコストがかかるようになる。
- V Sとしては、損害賠償命令は支払能力によって金額が定められ、国家の福祉を受けている加害者には損害賠償を命令しない傾向があり、例えば毎週支払うという命令が出た場合、被害者は被害について覚え続けていなければならない点が問題であると考えている。また、損害賠償命令が出ても支払わない加害者がいることは問題であり、国による立替払い制度をV Sではずっと要求し続けている。

#### 8. その他

##### ○不服申立手続

弁護士等が被害者に補償金の請求をさせ金儲けを企む等、犯罪被害補償スキームを悪用する者が産業化し、犯罪被害が存在したかどうかについて再審査が重要になったため、第三者機関としての第1段階審査会（審判所）による再審査制度を設けた。

○CICAの体制は約360人(500人体制であったが縮小された)。申請の地区ごとに警察と連携している。

【法改正の予定】

イギリスでは財政的理由によって新しいスキームを作る時期に来ており、今夏には制度改正を行う予定である。政策の方針は次のとおり。

- 医療制度は充実しているので、軽傷の被害者には被害者補償を支払わないこととし、重傷の被害者に手厚くする。
- 手続き面を見直す。新しいスキームでは、将来的な所得の喪失(逸失利益)については一定額を定めて支払うこと及び特別経費についても一括で支払うことを提案している。
- コストを下げるためには支給額を下げる必要があるが、犯罪被害者には低所得者が多く、必ずしもコスト削減にはつながらないという指摘もある。
- 犯罪被害補償スキームには年間£2億以上の費用が費やされているにもかかわらず、2010～11年に判決で言い渡された損害賠償命令として犯人が支払った額は£3000万にすぎず、こうした現状は許容しがたい。

【2008年スキームの改正予定】

Getting it Right for Victims and Witnesses (Ministry of Justice, 2012)  
@財政負担の軽減(年間£2億以上のコスト～下限の5段階の等級の廃止で£3500万から£4500万削減可能)

- (1) 犯罪被害補償制度から損害賠償へのシフト～犯人による損害回復努力の重視

↓

損害賠償命令(Compensation Order)の強化

例; 治安判事裁判所での言渡し上限£5000を外す, 差押命令による犯人の資産の取立て

- (2) 犯罪被害補償制度の改正

①等級及び補償額の改正

○重傷の被害者には充実した手厚い補償・軽傷の被害者は補償対象外(NHSの対象)

第1等級£1000～第5等級£2000←廃止(2010年度で等級表による裁定の49.37%)

第6等級£2500→£1000(40%), 第7等級£3300→£1500(45%)

第8等級£3800→£1800(47%), 第9等級£4400→£2400(55%)

第10等級 £5500→£3500 (64%), 第11等級 £6600→£4600 (70%)

第12等級 £8200→£6200 (76%)

第13等級 £11000 (100%) ⇔ 第25等級 £250000 (100%)

○傷付きやすい被害者グループ（性暴力、家庭内暴力の被害者等）の被害への関心

傷害が明白でない場合や数量化しにくい場合があっても、被害の事実の理解

○代替規定（他の国による給付金）の考慮

○よりシンプルで利用しやすいスキームへ

#### ②場所的適用範囲←UKとの結び付き重視

現行制度：グレート・ブリテンにおいて暴力犯罪により傷害を被った者

改正案：申請者は、事件発生時にUKに最低6か月間合法的に在住していること（a. EU及びEEAの国民、b. 暴力犯罪被害補償に関するヨーロッパ協定を批准した前項以外の国の国民、EU指令に係る人身売買の被害者は、6か月要件なし）→EU等以外の国の国民、旅行者は補償対象外

③事件の通報と協力～事件後相当程度迅速に警察に事件通報せず、または犯人を司法による裁きの対象とすることにつき相当程度迅速に協力しない場合→不支給の対象

#### ④過去の犯罪歴

\*申請者（被害者）に前科がある場合

\*被害者死亡の場合における被害者及び申請者（遺族）に前科がある場合

現行制度；減額・不支給の対象（上掲1974年犯罪者更生法所定の更生期間の基準を用いる）

改正案；死亡被害者の前科は、原則問わない

（理由）あらゆる事案につき、前科を問うことは、被害者に経済的依存関係にある落ち度のない遺族に不利益になる。

ただし、死亡被害者の前科となる犯罪が極めて重大であるため（終身刑を宣告されている場合や児童に対する重大な性的虐待の場合など、更生期間の基準が適用されない場合）、例外的に、補償裁定が不相当と思われるような場合についての対応として、下記のような提案が出されている。

選択肢A（法務省意見）；過去、被害者が言い渡された刑について1974年法所定の更生期間を経たとみなされない場合は、例外的事情がない限りすべて補償裁定の対象外

選択肢 B; 暴力・性犯罪等のように裁定の対象となりうる犯罪により過去、被害者が言い渡された刑について 1974 年法所定の更生期間を経たとみなされない者場合は、すべて補償裁定の対象外であるが、その他の罪で被害者が言い渡された刑について 1974 年法所定の更生期間を経たとみなされない場合は、裁量により、補償裁定の不支給・減額の対象

⑤逸失利益の改正の原則

- ・支給～28 週間後の逸失利益は各年単位で支給
- ・逸失利益の支給～就労能力の喪失など犯罪被害により重傷害を負わされた者に限定
- ・逸失利益の支給～事件当時に就労履歴のある者に限定

\*逸失利益の支給～就労能力を失ったかなり限定した申請者に限定

選択肢 A：年間の正味の逸失利益の上限を £ 12600 にし、申請者に他の収入がある場合は、これを調整対象とする。

選択肢 B1；申請者全てに法定の疾病給付と一律に同額を支給し、申請者のその他の収入がある場合にこれを調整対象にしない。

選択肢 B2：選択肢 1 と同様であるが、申請者が £ 12600 を超える雇用基金からの給付による収入を得た年には支給を行わない。

⑥求償権の行使～被害者に支給した額を CICS の申請係官が犯人から求償できる権限

【刑罰賦課金 (Victim Surcharge) の改正】

@政府：犯罪被害者支援対策に年間 £ 6600 万←刑罰賦課金は £ 1000 万

現行制度：罰金刑の言渡しに賦課して一律 £ 15 を科す。

改正案：罰金刑に限定せず、成人と少年の場合を区別し、増額

①18 歳以上の場合

条件付き免責～一律 £ 15

罰金刑～罰金額の 10% (下限 £ 20～上限 £ 120)

社会奉仕命令～一律 £ 60

秩序違反行為に対する反則金通知 (Penalty Notice for Disorder)

～ £ 10～90

拘禁刑 (執行猶予も含む) ～6 月以下；£ 80, 6 月以上 2 年以下；£ 100,  
2 年以上 £ 120

②18歳未満の場合（16歳未満は親権者）

条件付き免責～一律£10

社会奉仕命令；一律£15

拘禁刑：一律£20

【Victim Support の反応】

犯罪被害補償制度について

- 申請から裁定までに時間がかかり過ぎている点（1年以上32%，2年以上14%）は問題があるが，重傷害の被害者とともに，性犯罪や虐待の被害者に対する補償を重視する改正の方向性は妥当
- 事件当時において被害者のUK滞在6か月ルールは申請要件とすべきではない
- 事件の通報と協力～事件通報や犯人逮捕等に相当程度迅速に協力しない場合に不支給の対象にするとの提案について，児童虐待や性的虐待の被害者については事件後迅速な通報が困難なことを，また被害者がトラウマに陥ったり，犯人から脅されていたりして協力困難な場合があるが，これらを理由に差別的取り扱いをすべきでない。
- 前科に関する選択肢Aに反対，Bに賛成～犯罪被害者が，自ら被った犯罪被害とは無関係の犯罪につき刑の執行済みではないことを理由に補償に関して差別されるべきではない。
- 等級及び補償額の改正～等級1ないし5の補償を廃止することに反対
- 逸失利益の支給の上限を£12600に限定することに反対。この限定は，被った傷害のために就労能力を喪失した高額所得者にとり著しく不利益となる
- 求償権の行使～反対。犯罪被害者に支給された裁定額が犯人も知るところとなることが被害者にもわかれば，申請をためらうおそれがある。このことは，被害者の最善の利益とならず，そのプライバシーも侵すおそれがある。